(参考)介護予防施策/関 する最近の動向

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

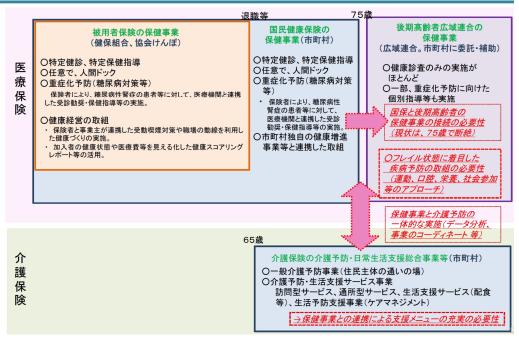
高齢者の心身の課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、これまで課題であった国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業の接続や、保健事業と介護予防の連携の必要性等を踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施する枠組みが構築されました。(「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」令和2年4月1日施行)具体的には、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行うものとしています。〈図表1-17・18〉

広域連合においては、域内の構成区市町村と協議の上で、広域計画に構成区市町村との連携は関する事項を定め、これに基づき高齢者保健事業を区市町村に委託します。委託を受けた区市町村は、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施します。

具体的には、医療専門職を配置し、事業の企画・調整や、KDB システムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握等を行った上で、高齢者に対する個別支援(ハイリスクアプローチ)と通いの場等への関与(ポピュレーションアプローチ)の双方の取組を行います。 <図表 -19 > なお、取組においては地域ケア会議が活用可能であることも示されています。

< 図表1-17 >

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



出典 厚生労働省 第 149 回市町村職員を対象とするセミナー 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(スキーム図)

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、 後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、<u>市町村において、介護保険の地域支援事業や国</u> 民健康保険の保健事業と一体的に実施。

国(厚生労働省) ○保健事業の指針に

- おいて、一体的実施 の方向性を明示。法
- ○具体的な支援メニュー をガイドライン等で提
- ○特別調整交付金の交 付、先進事例に係る支

<市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施> 委託 法 市町村

- 広域連合
- ○広域計画に、広域連合 と市町村の連携内容を 規定。法
- ○データヘルス計画に、 事業の方向性を整理。
- ○専門職の人件費等の 費用を交付。
- ○一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成。
- ○市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業 との一体的な取組を実施。法
 - (例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への 参画、支援メニューの改善等
- ○広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求め ることができる。法
- 〇地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への 報告•相談

都道府県

国保中央会

三師会等の

医療関係団体

国保連合会

〇データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等 (法)

〇取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

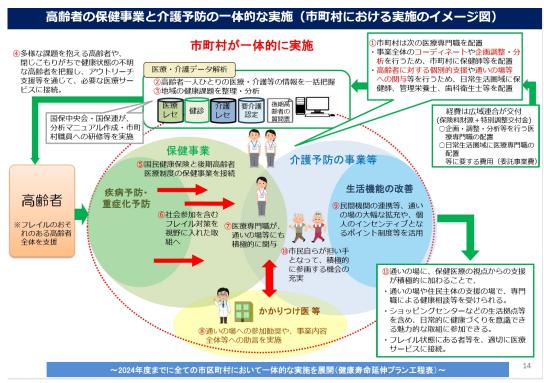
○事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

事業の 時に 関に委託できる。 (法) (市町村は事業の 実施状況を把握、

※法 は法改正事項 13

出典 厚生労働省 第149回市町村職員を対象とするセミナー 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」

< 図表1-19 >



出典 厚生労働省 第 149 回市町村職員を対象とするセミナー 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」

(参考)介護予防施策|関する最近の動向

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための方策等について

令和元年5 月、2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」(本部長・厚生労働大臣)において、2040 年までに健康寿命を3年以上延伸することを目標とする「健康寿命延伸プラン」が策定され、その目標を達成するための取組の柱の一つとして介護予防が位置づけられました。こうした状況も踏まえ、介護予防の更なる推進を図るため、国においては、一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための方策を議論する検討会が設置され、令和元年12 月に取りまとめが公表されました。〈図表1-20 ~22 〉

本取りまとめは、通いの場などの介護予防の捉え方について、介護保険以外の担当部局や、民間企業等の多様な主体が、介護予防に資すると思われるサービスを展開している状況等を踏まえ、「高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれる」と示しています。また「役割がある形での社会参加も重要である」とし、ボランティアや就労的活動の普及促進を図るとしています。

今後、取組を効果的に行うために求められる方策としては、(1)一般介護予防事業と地域支援事業の他事業(介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス、生活支援体制整備事業)との連携、(2)専門職の効果的・効率的な関与、(3)PDCA サイクルに沿った取組の推進の三点について具体的な事項を示しています。

<図表1-20 >

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ(概要)① 令和元年12月13日公表

【ポイント】

- 通いの場の取組を始めとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要。
- また、こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、市町村・都道府県・国がそれぞれの役割を最大限に果たすべき。

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

- <通いの場などの介護予防の捉え方>
- 高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれることを明確化。取組を類型化し、事例集等を作成。自治体や関係者に周知。
- 役割がある形での社会参加も重要であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の 普及促進に向けた支援を強化。
- ✓ ポイント付与を進めるためのマニュアルの作成等を実施。

(1) 地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

<連携の必要性が高い事業>

地域支援事業の他の事業(※)との連携を進めていくことが重要。

- → 実態把握を進めるとともに、市町村において連携した取組が進むよう、取組事例の周知等を実施
- ※ 介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス(サービスC)、生活支援体制整備事業
- <現行制度の見直し>
- 一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要。
- →・ 総合事業の対象者の弾力化
 - ・ 総合事業のサービスの価格の上限を定める仕組みの見直し
- ・ 介護予防の取組を積極的に行う際の総合事業の上限額の弾力化 等の総合事業の在り方については、本検討会での議論を踏まえ、 引き続き介護保険部会等で検討

出典 厚生労働省 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ (概要)

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ(概要)② 令和元年12月13日公表

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等(続き)

(2) 専門職の効果的・効率的な関与の具体的方策

1) 通いの場等の一般介護予防事業への専門職の関与

通いの場が住民主体であることや、専門職が限られていることにも 留意しつつ、以下の取組を効果的に実施。

- 幅広い医療専門職との連携を推進するとともに、多様な専門職種や学生等の関与も期待
- 医療関係団体等との連携事例の把握やモデル事業等を実施 この結果も踏まえ、具体的な連携方策を提示
- 後期高齢者医療広域連合等と連携し、高齢者の保健事業と 一体的な実施を推進
- データ分析の推進や民生委員等との連携による、不参加者を 把握する取組やアウトリーチ支援等の実施

2) 地域リハビリテーション活動支援事業の在り方

事業の質の向上を図り更なる実施を促すため、都道府県と市町村 が連携し安定的に医療専門職を確保できる仕組みを構築。 研修等による人材育成等もあわせて実施。

- 都道府県の役割
 都道府県医師会等と連携し、リルビリテーション協議会等の設置
 や充実により、地域の実情に応じた体系的な支援体制を構築
- 市町村の役割 郡市区等医師会等と連携し、医療機関や介護事業所等の協力を得て、医療専門職を安定的に派遣できる体制の構築と関係機関の理解を促進

(3) PDCAサイクルに沿った推進方策

1) PDCAサイクルに沿った取組を推進するための評価の在り方

アウトカム指標やプロセス指標を組み合わせ評価。 今後国は指標を検討し、一般介護予防評価事業の見直し等を 行うことが必要。その際、保険者機能強化推進交付金の指標と 整合を図ることが望ましい。

- アウトカム指標
- 個々の事業や高齢者全体の状況等を判断する指標を設定
- プロセス指標

実施体制や関係団体の参画などの具体的な取組状況が把握できる指標を設定

2) PDCAサイクルに沿った取組を推進するための方策

以下の取組をそれぞれ実施。小規模な自治体も多いため、市町村 の業務負担軽減等に、十分に配慮。

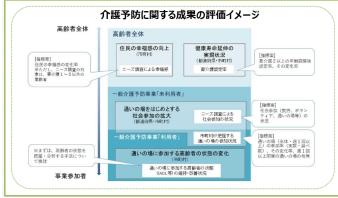
- 市町村:行政内の医療専門職等が中心となり取組を実施
- 都道府県:地域の実情を踏まえた支援を実施
- 国:データ活用のための環境整備等の支援を実施 今後通いの場等の取組に関する効果検証等を通じた、エビデンスの構築も必要

出典 厚生労働省 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ(概要)

<図表1-22 >

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ(概要)③ 令和元年12月13日公表

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等(続き)



取組過程の評価項目 (例)

<市町村>

- 連携(行政内部、地域の多様な主体)
- 専門職の関与(保健事業との一体的な実施、 関係団体との連携)
- 参加促進(ポイント付与等、アウトリーチ、担い手)
- ・ 企画・検証等の体制整備、データ活用
- 高齢者の状態把握の実施

<都道府県>

- ・ 市町村支援(好事例の発信、情報交換の場の 設定、データの分析・活用)
- 広域的な連携体制整備(専門職団体、自治 組織や社協、民間企業、大学等)

市町村・都道府県・国の役割

(1)市町村

- 行政内の様々な部局とともに、民間企業等の多様な主体と連携し取組を充実
- 専門職関与のための体制の充実
- 地域住民への情報発信

(2)都道府県

- 関係団体等との連携体制の構築等の広域的な視点での市町村支援
- 地域分析に基づく丁寧な市町村支援

(3)国

- 進捗状況の把握と必要に応じた施策 等の検討
- 都道府県や市町村支援に対する情報 発信
- データ活用のための環境整備等

出典 厚生労働省 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ 概要)